

*Address to the Irish People*における
Shelley の政治・宗教思想

宮 北 恵 子

P. B. Shelley (1792–1822) が生きた時代は思想史的には「イギリスにおけるフランス革命の時代」(The French Revolution in England, 1789–1821) と言われている。フランス革命に端を発した問題をめぐって激しく政治的パンフレット合戦が繰り広げられる一方、時の急進主義運動に対し政府の弾圧が強化され、至る所にスパイが徘徊した反動の時代である。イギリスはまた、これに先立つことおよそ150年前、イギリス革命を経験しており、当時も宗教改革の余波を受けた党派的パンフレット華やかな時代であった。政治紛争の起因である宗教問題、とりわけ「宗教的寛容」や「信教の自由」は時の最大の論争点であり、この問題は Milton から Locke, Priestley を経て、Mill に至って、その保障の理論的確立を観るのであるが、歴史を通して見る宗教と政治の問題はいつの時代もその「時のしるし」を明確に語るものである。Shelley の Irish campaign もまたその観点から観る時、その運動の歴史的意義が浮かび上がってくる。彼がカトリック教徒解放 (Catholic Emancipation) と合併法の撤廃 (Repeal of the Union Act) を叫んで、「寛容問題」をその思想の骨幹に据えた時、彼の取り組んだ問題は単なる一時代のものではなく、時代を越える彼の歴史認識のもとに現代に尚も多くの課題を投げかけるものとなった。本稿は Shelley の Irish campaign を通してその歴史的意義とその思想性、並びに詩人の現代性を問うものである。

I 歴史的意義と活動状況

Shelley が生まれた1792年の前後1・2年はフランス革命の評価をめぐっ

て意見が大きく2つに対立をみた時であった。ホイッグ党内では後に Shelley が *Address to the Irish People* (1812) で「かの気高く善良な人物」¹ (227) と呼んだ Charles Fox (1749-1806) が「革命」に未来の萌芽を感じて賛同したのに対し、その友 Edmund Burke (1729-97) は「革命」の危険性をいち早く洞察し、『フランス革命に関する省察』(1790年11月1日公刊) を書いて反革命の闘士として立ち上がった。当時、この書一冊に対し急進主義側からは50種もの反論が出た。その反論の先鞭をつけ『人権の擁護』(同年11月29日) を書いたのが後に Shelley の義母となる女権論者 Mary Wollstonecraft (1759-97) である。彼女は翌年、有名な『女性の権利』を公けにしている。彼女より一層理論的に体系を整えて Burke 攻撃に出たのが、かつて Burke と共にアメリカ植民地の独立を擁護した Thomas Paine (1737-1809) であり、彼の反論『人間の権利』第一部 (1791)、第二部 (1792) は「急進主義者の政治的バイブル」とまで言われ、イギリスの労働運動に多大な影響を与えた。とりわけ、その書の出版には、時の政府の弾圧にもかかわらず、Shelley の後の岳父 William Godwin (1756-1836) も協力しており、翌年出版となる Godwin 自身の『政治的正義』と共に驚異的な売行きを示し、² Shelley にもひとしおの影響を与えた。Shelley が「人権」という時代の叫びの洗礼を受け、改革の実践家として Ireland に赴く、その依って立つ改革への気迫とその思想的基盤は、以上のように彼の誕生と共に準備されていた。

更にまた、Shelley は Eton 時代に (1804-10) に『政治的正義』を読んでその思想に傾倒していたが、その著を通して Jonathan Swift (1667-1745) にも接していたといえる。事実、Swift の「政治的著作」とその急進的思想(君主制の検討から得たあらゆる権力の非合理性に対する批判) が Godwin の政治思想形成の大きな機縁となったということは、Godwin 自身、その著の序文に記しているからである。

... it may not be useless to describe the progress by which the author's mind was led to its present sentiments. They are not the suggestions of any sudden effervescence of fancy. Political enquiry had long held a considerable place in the writer's attention. It is now twelve years since he became satisfied, that monarchy was a species of government essentially corrupt. He owed this conviction to the political writings of Swift and to a perusal of the Latin historians.³

Shelley の Ireland に対する関心は campaign に先立つこと、すでに Eton 時代からのもので “An Irishman's Song” (1809. 10) では the Irish people の不滅の勇気が次のように歌われている。

The stars may dissolve, and the fountain of light
 May sink into ne'er ending chaos and night,
 Our mansions must fall, and earth vanish away,
But thy courage, O Erin! may never decay. (my italics)

当時の Ireland は合併法 (the Union Act, 1801) のもとにイギリスの支配下にあった。1691年以來の異教徒刑罰法 (Penal Laws) は多少の緩和を見せてきたとはいうものの依然としてカトリックはその宗教のゆえに政治的、社会的、経済的自由を制限され、アングリカン支配に対し貧民層を形成し、無知と道徳的墮落は本国イギリスの抑圧搾取による強制的結果であった。Shelley に先立つことおよそ百年、Swift は1714年、アン女王の死後、Dublin に戻り、アングリカン・アイリッシュの立場からイギリスの圧政を『ドレイピア書簡』(the Drapier's Letters, 1724) を含む一連の Irish pamphlets で攻撃し、無気力で貧困にあえぐアイルランド人を啓蒙的態度で彼らの意気を高めようと努めた先覚者であった。『第4書簡』である『アイルランド全人民へ』(A Letter to the Whole People of Ireland, 1724) の冒頭には圧政に

慣れた人民は、次第に自由の意識までも失っていくがむしろそのことを合法化しているといった意味の言葉がある。⁴ Shelley もまた彼らの眠れる意識を覚醒させようと立ちあがった改革者であった。Shelley が「宗教的、政治的自由を決然と求める彼自身の広大な映えある活動舞台」(246) と考えた Ireland は、時あたかも Daniel O'Connell (1775-1847) がカトリック解放運動を展開していた歴史的にも重要な分岐点であった。

Shelley が妻 Harriet (Westbrook) とその姉 Eliza を伴って Dublin に到着したのが1812年2月12日、Shelley 19歳の年である。この campaign を通して3種類のパンフレット (*Address to the Irish people; Proposals for an Association; Declaration of Rights*) が配布されている。本稿は出発前の1月にすでに草稿が出き上がっていた第一番目の *Address* を対象にしたものであるが、このパンフレット作成にあたって Shelley が Paine を意識していたことが Hitchener 宛ての1812年1月26日付の書簡にうかがえる。

I have been busily engaged in an "Address to the Irish," which will be printed as Paine's works were, and pasted on the walls of Dublin.⁵

Address は Dublin 到着後、直ちに印刷にまわされ2月25日には出版という超スピードの運びとなったために、おおよそ雑な印刷にならざるを得なかった。Thomas J. Wise は50箇所にも亘る誤植を指摘している。⁶ 大衆の啓蒙教化を目的としているために文体が平易であり、25日付の *The Dublin Evening Post* に彼の "advertisement" と 5 pence の廉価販売の旨が記載された。しかし本屋はいずれも販売に乗り気ではなく、そのため Shelley はアイルランド人の下僕 Daniel Hill を雇った。しかし大半の配布は Shelley と妻 Harriet の働きによるものであった。Lower Sackville Street 7番地の宿のバルコニーから道ゆく人に投げかけたり、60軒の居酒屋に配ったり、その他、当時のエピソードは Hitchener に宛てた2月27日付の Shelley の手紙に追伴

として書き添えた Harriet の可愛い文面からうかがえる。

We throw them [pamphlets] out of window, and give them to men that we pass in the streets. For myself I am ready to die of laughter when it is done, and Percy looks so grave, yesterday he put one into a woman's hood of a cloak. She knew nothing of it, and we passed her. I could hardly get on, my muscles were so irritated.⁷

Shelley または 2 月 28 日, Dublin の Fishamble Street Theatre で開かれた集会 (Aggregate Meeting of the Catholics of Ireland) で Address の主旨を中心に約 1 時間に亘って演説している。そして 3 月 18 日までは 1500 部の大半が配布し尽された。4 月 4 日に Godwin の勧告を受けて Ireland を去った後も南英 Devonshire の Lynmouth に居を構えて一風変わった宣伝活動をしている。Declaration of Rights やその他の革命文書を瓶詰めにして Bristol 海峡に流したり, 大風船 (fire-balloon) を使ったりしたことは, 同年のソネット, “To a Balloon Laden with Knowledge” や “On Launching Some Bottles Filled with Knowledge into the Bristol Channel” となって残っている。後者のソネットで歌われている知識を運ぶ優しい ‘The Fairest Breezes of her [Liberty’s] west’ はのちに男性的で力強い ‘the West Wind’ (1819) へと変貌していくが, このことから Irish campaign は Shelley の精神形成の跡を示す初期のランドマークと言えよう。⁸

アメリカ革命が起動力となって起こった世界的革命の時代に, 時あたかも 1812 年はそれまで独裁をほしのままにしていた Napoleon がその後の命運を決するモスクワ遠征に失敗した年でもある。自由の国アメリカを激賞する Shelley が同年 “To the Republicans of North America” という詩をものする一方, Napoleon 戦争に対する批判を背景に “Falsehood and Vice” (1811. 12) では戦争と専制を攻撃し, 1815 年の Napoleon 政権の崩壊に対しては

“Feelings of a Republican on the Fall of Bonaparte” (1816) という詩をもって社会・政治・宗教的不正義 (old Custom, legal Crime / And bloody Faith) を告発した。専制政治に対して非常な反感を抱いていたのは一人 Shelley にとどまらず、Godwin も Swift もそうであった。Shelley はフランス革命を ‘the master theme of the epoch’⁹ と考え、その革命理想から人類の幸福に関する様々な教訓を引き出そうとしたのであるが、その革命が恐怖政治に突入し、ディモクラシーが専制支配と化したのであった。時代に敏感に反応した Shelley は自由と正義のあるべき場所を Ireland に求め「熱烈な愛と希望によって書き記した」(245) のが Address であった。

貧しい人々を悲惨な現実から目醒めさすことを目的とした Address はカトリック教徒解放、合併法の撤廃、連合 (Associations) の設立の三色旗を掲げている。しかし、実のところは、これらを出発点に更に高い理想と目的を示すものであった。それは Ireland の動乱をアメリカ及びフランスの二大革命に続く全人類的、世界的規模の革命の前触れであるとする視点を打ち出すものであった。

I write now not only with a view for Catholic Emancipation, but for *universal emancipation*, and this emancipation complete and unconditional, that shall comprehend every individual of whatever nation or principles. . . . I desire Catholic emancipation but I desire not to stop here. . . all steps however good and salutary which may be taken, all reforms consistent with the English constitution that may be effectuated, can only by subordinate and preparatory to the great and lasting one which shall bring about *the peace, the harmony, and the happiness of Ireland, England, Europe, the World.* (237–38, my italics)

この international な視点は David L. Clark も指摘している。

Like Paine, Shelley was a true internationalist, seeing in nationalism a source of war and other evils. The phrase “their country becomes the world” is an echo of Paine’s “my country is the World.”¹⁰

nationalism を越えるこの international な視点は、すでに見た Shelley の先達らの人権への叫びと共にアメリカ・フランス両革命を間接的ながらも思想を通して体験した Shelley が「時代の子」¹¹ として素早く吸収したものであった。

Address の中で彼が the Irish people に向ける目は彼らが「アイルランド人であるとかカトリック教徒である前に人間である」という視点であるが、これは、人類の同胞愛に根ざしたものであり、聖パウロが新しい共同体建設に向けて語った言葉（「もはや、ユダヤ人もギリシャ人もなく、奴隷も自由人もなく、男も女もない。あなたがたは皆、キリスト・イエスにあって一つだからである」——「ガラテヤ人への手紙」3章28節）を想起させるものがある。

Oh Irishmen! I am interested in your cause; and it is not because you are Irishmen or Roman Catholics, that I feel with you and feel for you; but because you are men and sufferers. (223)

A Protestant is my brother, and a Catholic is my brother. I am happy when I can do either of them a service, and no pleasure is so great to me than that which I should feel if my advice could make men of any professions of faith, wiser, better, and happier. (216)

更にまた Ireland から England, Europe (France と America を含む) を経て the World へと延び広がる *Address* に示された Internationalism (世界主義的感情) は時代をさかのぼればイギリス革命以降、宗教、政治、経済、科

学その他の方面で連綿と受けつがれてきた精神でもあった。「全世界に亘って、人々の間には親愛と同胞愛の相互の絆が存していることを知らないものがあるのか。イギリスの海もわれわれをその義務と関連から遮断することはできないのだ」と Milton は “The Tenure of Kings and Magistrates” の中で語っている。Shelley は campaign 最後の第3番目のパンフレット *Declaration of Rights* の結尾を “Awake, Arise, or be for ever fall'n” という *Paradise Lost* (Book I. 330) における墮天使に対するサタンの invocation で締めくくっている所から察して、Shelley がいかに力強くこの campaign に「寛容と改革の大義」を示し、この campaign を歴史の潮流の中にとらえていたか、その一端がうかがえよう。

II 寛容問題 (1) —— 時代的展望

もとよりイギリスは宗教改革以来、宗教界の分裂が著しく、その多元化に伴って寛容への権利要求は強かった。John Locke (1632-1704) は『寛容についての書簡』(1689) の中で、「キリスト教世界において宗教上の理由で起こったあらゆる紛争や戦争の原因は、意見の相異 (これは避けられない) ではなく、(当然許されてよかったはずの) 相異なる意見の人々に寛容が拒否されたことにある」¹² と語っている。ここでは特定の宗派にとらわれない信仰の自由を承認する立場を意味するものとして寛容 (toleration) という言葉が使われているが、Shelley が *Address* において第一に問題としたのも、この問題であった。宗教上の寛容・不寛容の問題はカトリック及びプロテスタント間の宗派争いとして歴史に血の跡をとどめてきたが、宗教闘争ほど愛と慈悲を一番喜ばれる神 (a Being) が忌み嫌う道は他にない (the very worst way) と Shelley は語っている。ここに彼が *Address* において “But why do I speak of toleration?” (220) と修辞疑問文で問うことの意義がある。

宗教的寛容や信教の自由は、とりわけ信仰の時代といわれる17世紀に数多

くの法令を生み出した。革命を経験したこの時代は王制復古後、Charles II 世 (1660-85 在位) により次第に反動政策が強化され、一連のクラレンドン法典 (the Clarendon Code, 1661-70) によって非国教徒 the Nonconformist が迫害にあっている。続く James II 世 (1685-1701 在位) も「信教自由令」(Declaration of Indulgence, 1687) によりカトリックの復古をねらって反動攻勢を強めていくが、Locke は宗教迫害の責任を国家 (為政者) の抑圧と聖職者の不寛容に帰して政教分離によって宗教的自由の擁護をなした。彼はその政治原理によってアメリカ・フランスの二大革命の思想的発火点となったばかりでなく、近代自然思想による普遍的な人権への論理を提示した哲学者として、すでに見た Shelley の時代の思想的先達たちと共に現代を支配する多くの思想や運動の基となったという点で、Shelley も直接間接、思想的影響を受けている。

この時代はまた、俗にいう無血革命 (名誉革命) をもって幕を閉じるのであるが、信教の自由は William III 世による「宗教寛容法」(Toleration Act, 1689) で一応法的には確定される。しかし、この法令もまた、非国教徒への緩和が認められ、バプテストやクェーカーも公認されたとはいうもののカトリックは除外されるという制限的なものであった。Locke 自身もアングリカン穏健派の立場から俗権・教権によって抑圧されていた非国教徒を擁護しながら、カトリックと無神論者を政治的危険性という点で寛容の枠外に見ていたのである。¹³

18世紀はその点、キリスト教から熱狂 (enthusiasm) の要素が排除され、宗教上、寛容の時代に徐々に入っていく。思想上、啓蒙主義の時代である。Locke と共にイギリスで生まれた啓蒙思想は Voltaire (1694-1778) を介して大陸で一層急進化の傾向を強めるが、宗教批判の精神は啓蒙思想が打ち出す理性と自然と進歩の概念と共に Shelley の読書熱によって逆輸入されている。その第一号となったのが *Necessity of Atheism* である。Irish campaign のほぼ一年前、Shelley はこのパンフレットを出版した廉で1811年3月25日

付で Oxford 大学 University College から放校となっている。「無神論」という不敬な信仰否定の表題に Shelley を知る当時の人たちは衝撃を受けたのではあるが、紙幅上、ここでは、Shelley をとり巻く人たちの宗教的迷信や頑迷さに対する彼の応答として、また「迷信は無神論よりも一層有害である」といったフランス啓蒙思想の宗教批判の基本命題に呼応したのものとして、その言葉は一種、仮面の働きをなしているとだけ記しておく。彼は *Necessity of Atheism* において神の存在証明に対して人間の認識能力の限界と可謬性を承認しており、続く *Address* においても理論上、特定の宗派の独占と強制を否定する態度をとるのも当然の帰結であった。従って、正統と異端という概念もその意味において双方の分立の無意味さが指摘される。そもそも「異端者 (heretic) という言葉は卑しい偏狭な野心を満たそうとする利己心が生みだした言葉である」(219-20) と彼は言う。宗旨を問うことの閉鎖性を示し、徳と英知 (virtue and wisdom) の堅持を人間性の第一の美質と考え、「有徳な人間であるかどうか、自由と真理を愛しているかどうか、人類の幸福を願っているかどうか」(220) を問うことの意義を語り、他を奴隷化する一切の宗教的独断を拒否し、多様性の中の調和共存、美点 (merit) の相互理解を強調した。ここに彼の宗教的寛容 (自由) についてのおおよその意向がある。

ここで思想上、18世紀の時代が示す寛容の意味について把らえておく必要がある。Ernst Cassirer (1874-1945) は啓蒙主義の哲学が主張した寛容の「積極的」な意味合いを次のように語っている。

「これまでの宗教戦争の数世紀を揺り動かしてきた宗教的パトスにかわって純粋に宗教的なエトスが登場したことによりこの決定的な転換が遂行された。今後宗教はもはや単なる受容の対象であってはならず、それはむしろ行為の真只中から発しそこに自らの本質的な規定を見出すものでなければならない。……人間が宗教をとらえ、内面的自由によってそれを形成してゆかな

ければならない」¹⁴

ここでは「行為」を通して「内面的自由」を勝ちとっていき「宗教的なエトス」が寛容の意味を規定している。従って盲目的な信仰は倫理的責任を追求されねばならなくなる。そうでなければ宗教を単なる意見に変えてしまうだけで、宗教が本来もつべき「倫理的・実践的な力」を奪うことになるとして Cassirer は続けて言う。次の引用の中には Address の中で Shelley が取り組む寛容思想の軸となるものが読みとれよう。

「(宗教がもつ固有な倫理的・実践的な)力が生き生きと純粋に発現するところにおいては、われわれは宗教上の観念や概念についての一切の差異を超越する。これらの観念や概念は、宗教的確信を包む外的な被覆以外のものと考えてはならない。それらのものは無限に多様であり分裂しあうけれども、それは宗教が全体としてひとつであるというわれわれの確信をなんら惑わすものではない。多様性はただ感覚的記号にかかわるにすぎないから、それはこのような記号のなかで必然的に不十分ではあるが、しかもなお自らの表現を求めようとしている超感覚的な内容とはなんらかかわりをもつものではない。……宗教的儀礼のあらゆる差異そして観念や見解のあらゆる相違にもかかわらず、宗教は全体として一つであることを啓蒙主義は力をこめて強調する。」¹⁵

要約して言えば、啓蒙主義は「偏狭なドグマを棄て去って、すべてを包括する真に宇宙的な神の意識の自由を目指した」¹⁶ という点において、Shelley もその思想の延長線上に立っている。しかし、唯単にそれだけではない。啓蒙思想が正面切って語らないその奥に底流するキリスト教精神やギリシャ思想、ルネサンス及び宗教改革の精神を Shelley は巧みに引き出しながら、それらを調和・融合させていたといえる。それがまた Shelley における思想上

の寛容でもあり、つまるところ、「人を善良にする宗教は全て良い」(“all religion are good which make men good,” 216) という宗教観に至らしめるのである。彼はこの点を第2のパンフレット *Proposals* で簡潔に ‘the purest religion is that of Charity’ (255) と語っている。つまり、「宗教の自由の神殿の開いた門に面と向かっているのは理性であり、共にあがめる神の祭壇にひざまずいているのは博愛である」(‘Reason points to the open gates of the Temple of Religious Freedom, Philanthropy kneels at the altar of the common God!,’ 255) という詩的な表現で語りながら彼の知的な行動の哲理を「マタイ伝」12章33節の「木はその実でわかる」(‘the tree is to be judged by its fruit,’ 255) に求めている。

以上、検討してきた Shelley の意向は時の新聞、3月7日付の Dublin の *The Weekly Magazine* が適格に扱えているので主要箇所だけを引用する。

... We can collect from conversation, as well as from reading, that he [Shelley] seems devoted to the propagation of those divine and Christian feelings which purify the human heart, give shelter to the poor, and consolation to the unfortunate. That he is the *bold and intrepid* advocate of those principles which are calculated to give energy to truth, and to depose from their guilty eminence the bad and vicious passions of a corrupt community;—that a universality of charity is *his* object, and a perfectibility of human society *his* end, which cannot be attained by the *conflicting* dogmas of religious sects, *each* priding itself on the extinction of the *other*, and *all* existing by the mutual misfortunes which flow from polemical warfare. The principles of his young gentleman embrace *all* sects and all persuasions. . . .

... The weapons he wields are those of reason, and the most *social*

benevolence. He deprecates violence in the accomplishment of his views, and relies upon the mild and merciful spirit of toleration for the completion of all this designs, and the consummation of all his wishes.¹⁷

ここではおおむね、宗教の独断論から起こる争いは「慈悲の普遍性」と「人間社会の完全可能性」を妨げるものであり、Shelley の原理は全ての宗派を包含するものだと要約されている。そしてその原理の依って立つ精神は「優しい恵み深い寛容」にこそあり、理性と慈愛を武器とする暴力否定の論理があとに続いている。

Ⅲ 寛容問題（2）——その真義と現代性

寛容の問題は宗教（信教）の自由の問題だけでなく、思想（言論・出版）の自由と内面の自由の問題でもある。Address の前半で宗教の自由の問題と取り組んだ彼は後半で残る2つの自由を取り扱うが、それに先立つ理論上の立脚点として、Paine と Godwin にならって政府を必要悪（necessary evil）と考え、政府と社会の分立をなしている。

Government is an evil, it is only the thoughtlessness and vice of men that make it a necessary evil. When all men are good and wise, Government will be of itself decay, so long as men continue foolish and vicious, so long will Government . . . continue necessary in order to prevent the crimes of bad men. Society is produced by the wants, Government by the wickedness, and a state of just and happy equality by the improvement and reason of man. (232)

ここでは、人間の無思慮や悪徳といった「邪悪さ」（wickedness）の産物として政府が捉えられている。これは見方を変えれば、人間がそういう状態で

あるからこそ政府が必要であるということであり、少なくとも個人の権利の保護が政府存立の唯一の正当理由となっている。従って「被統治者の利益こそ政府の目的であり原点である」(227) とか「政府の善は統治される国民の幸福にある」(228) といった Locke に見られる政治的寛容の言葉は上の視点に立ってのみ解されなければならない。他方、「社会は必要の産物である」と彼は言う。「公正で幸福な状態（つまり社会）は人間の改善と理性の産物である」。だから人間が社会に住む為には「邪悪さ」から解放されなければならない。

以上のことから彼はまず「知的隷属という現体制下」(241) にある言論の自由の抑圧状況を語り、その一例として Peter Finnerty の裁判問題を取りあげている。Finnerty はイギリスのアイランド政策に絶えず抗議の声をあげていた人物で、特にトーリ党の the Walcheren expedition に対抗したのが原因で18ヶ月の刑に処せられていた。Shelley は Finnerty 氏は「真実をあくまで主張したために監禁された」(241) のだと語っている。この裁判の不正と言論の抑圧の問題は続く人間一般の内面の自由の問題へと掘り下げられていっている。

Shelley は the Irish people に「貴方がたは奴隷なのか、それとも自由な人間なのか？」(238) と彼らの士気を問うている。彼は貧困のうちにある無教育の者に至るまで彼らを近代的自由人としての視線でとらえようとする。かつて Swift がイギリスに対するアイランドの立場を「ヨシユア記」9章21節を援用して「薪を切り、水を汲む者」と表現したが、そのような隷属的存在としてではなく、ましてやアリストテレスの「物を言う道具」としての奴隷ではない。Shelley は「この隷属状態は今に終わると大胆にも予言したい」(That this slavery shall cease, I will venture to prophesy, 219) と語っている。彼は個々人の心が「清らかさと自由を奉じる神殿」(the shrines of purity and freedom, 245) となるように大いに聖書的表現を援用して彼らを「真理と正義」に目覚めさせようとしている。言うまでもなく、

真理と正義は真の自由の尺度である。その真の自由は善、或は幸福に対する自由でもあり、進歩に対する自由でもある。Shelley がその自由と幸福の獲得のために奨励したのが「徳と正義」であった。「自由と幸福は徳と正義の上に築かれる」(Liberty and happiness are founded upon virtue and justice, 224) と語られている。またこれには義務の遂行が重要となる。つまり、「徳」は何らかの義務を対象とし、その義務によって人は善に決定されているのであるから、「善行」が必要である。他方、「正義」も徳にはちがいないが、あえて「徳」と対比されているのは「正義」は権利を対象とすることから、他者に与えるという実行の要請が伴うために、いわば「他者への奉仕」となって表われる。この「善行」と「他者への奉仕」こそが、「善良であるための真の道」(… it is doing good actions, or benefiting other people; this is the true way to be good, 229) だと言う。彼は「これらなくして祈りもミサも何の意味もない」(229-30) と付言する。

Shelley は内面の自由の要求を通して近代の個人主義を現実の日常生活の中に貫徹させようとする視点を強く打ち出しているといえる。彼が 'RE-FORM YOURSELVES' と自己の改革の必要性を訴えるのもその表われである。「無知と悪徳」(232) を克服する自己改革には不断に「徳と英知」(virtue and wisdom) を増し加えることが必要であり、前者の「徳」の獲得には「節度、節酒、思いやり、独立心」(Temperance, sobriety, charity, independence of soul)、後者の「英知」に対しては「思考、探求心、読書、話し合い」(thinking, enquiring, reading and talking, 229 & 235) に満ちた生活態度が求められる。このように日々の徳目が詳細に、しかも繰り返し語られるのも大衆、特に無教育の貧民階級が対象だからである。

しかし、なによりも Shelley が強調したのは日々の労働姿勢であった。

Do your work regularly and quickly. (230)

Let poor man still continue to work. . . . Let the work of the labourer,

of the artificer—let the work of every one, however employed, still be exerted in its accustomed way. . . . I would advise them . . . that they will as usual attend to their business and the discharge of those public or private duties which custom has ordained. (236)

古代・中世の労働蔑視の伝統をその根底から打破したのが宗教改革であることはよく知られている。Shelley が労働を原点に日々の義務の遂行を通して自由人になることを勧告することの中には必ずと、労働を人間の本分と考え、日常生活の中で神と直接出合える場としての職業観を持っていたからにちがいない。もっとも Shelley はこの点、個々人が「清らかさと自由を奉じる神殿となる」と表現したことはすでに見たところである。Shelley の論理で言えば、人が内面の自由を獲得するには義務の励行しかない。というも人は選択の自由を持つが故に、最終目的に到達しようとする場合にも不適当な手段を選ぶことが往々にあるからである。フランスの暴力革命は実にその例である。そこには近代人の倫理的自由がなかった。実際、義務は選択の自由に基づいたものであるから、義務を遂行するということは、言うなれば、その当人がその責任性において自由を持っていることの証左である。奴隷ではないのである。このことから、Shelley が何故 Address の冒頭で the Irish people の「勇敢さ」と「自由の心」に呼びかけたかがわかる。(The Irish are a brave nation. They have a heart of liberty in their breasts. . . , 215) 彼らにかけた Shelley の期待の程がうかがえよう。彼は労働を原点とした「美德と英知がどのようなものであるかを世に初めて教える栄光」(The glory of teaching to a world the first lessons of virtue and wisdom, 236) を実に「彼らにこそふさわしいもの」(236) と考えたのである。日々の労働を通して社会に働きかけ、古き社会の慣習を打破しようとする彼の「寛容と改革の大義」は精神改革に依拠したものであるから、性急なものとはなりえない。「どんなに早急であっても順序を踏み、どんなに情熱的であっても分別を備えて

いなければならない」(236) という。それには「絶えざる努力と不断の精神」(powerful exertions and habitual abstinence, 243) が決め手となる。個の改革が核となって社会、国家、世界 (Ireland-England-Europe-the World) へと改革の輪が広がり、全体の幸福へとつながっていく。「それは社会 (society) 以外いかなる派閥にも固執せず、全体の幸福 (universal happiness) という大義以外のいかなる大義も信奉せず、人民 (the people) 以外いかなる集団にも執着しない」(237) 世界である。政府と社会の分立の意義は明瞭である。権力関係で人間の共存状態を保とうとする所にはいつも *ultima ratio* が待ち構えている。Shelley がフランス革命が暴力により暴力を生んで、新たな隷属の道を開いたものとして断罪するのもすでに見た彼の「寛容と改革の大義」に反するからである。彼は「平和と調和と幸福という目的を促進するのに暴力は愚かであり、隷属、暴虐、悪徳を生み出す」(234) だけだとして「知的抵抗」(intellectual opposition, 245) に訴えるのも「完全で永続的で幸福な改善」(237) を望むからである。従って、*Address* では暴徒的動きや秘密結社は悪なるものとして拒否されている。手段にも道徳性が問われるのである。すでに見た理性と慈悲の寛容の道がそれである。

Shelley が the Irish people に「圧政者が持ち合わせていない穏健さ (moderation)」と「彼らが拒んで示そうとしない寛容 (toleration)」を勧める熱心は、徹底して「徳」を求める姿勢に貫かれている。それはまた「限らない寛容とすべての人々に完全な愛」(unlimited toleration, complete charity with all men, 221) を示したイエスに学ぶということでもある。「寛容」はキリスト者が持つべき品性の一つ (「コロサイ人への手紙」3章12節) として「不当な行為、態度を持つ相手に怒りを抑えて忍び、愛を持って対処することを意味する……積極的な忍耐の態度」¹⁸ である。*Address* の主旨もおおむね、この言葉に集約されよう。Shelley は Patrick Henry を思わせるような言辞で「無限の寛容か、さなくば破壊を」(I propose unlimited toleration, or rather the destruction. . . , 223) と語っているが、イエスの非暴力

のメッセージ¹⁹をこのように示す Shelley の気迫はダニエルがダリヨス王の禁令に背いて、ししの穴の中に投げ入れられながらも無傷であった（「ダニエル書」6章）その信仰の力を思い出させるものがある。

結び

寛容問題を中心に検討した Shelley の改革の大義は宗教の自由、思想の自由、内面の自由といった権利を近代的自由人の本質的権利として勝ちとろうとする知的抵抗への勧めを示すものであった。カトリック教徒解放と合併法の撤廃はその第一歩となるべきものであった。それは古い伝統的規模から解放されて、自己自らに目覚めること（自己改革）によって達成されるものであり、思うに近代はそのことによって始まったといえる。そして Shelley が the Irish people に求めたのも実にこの近代性であった。それは一つには精神において一切の外的隷属からの解放としてのルネサンスを、もう一つには人間の心が「清らかさと自由を奉じる神殿」となって理性と慈愛という精神的原理の主体とならんがための宗教改革を呼び起こすことであった。

もっとも、このような「寛容と改革の大義」も当時の貧しい the Irish people の現実にあっては観念的としか映らなかった。「人類が自由の松明に灯すかがり火、火の旗が燃える島」（220）と歌い、「地上の樂園」（225）とならんことを願った Ireland に対する Shelley の情熱²⁰は悉く失望となってはねかえてきたのも事実である。²¹ しかし後年、彼が *A Philosophical View of Reform* (1819) を書き、改革の具体案を示していくのを見る時、*Address* で歌われた「全体の幸福」を願う全人類の解放による国籍、人種、宗教、主義の全てを包含しようとする彼の「徳の至福千年王国」（the millennium of virtue, 244）の理想は、今日、地球という宇宙船に同乗しているわれわれ一人一人に好むと好まざるとにかかわらず語りかけてくる何かがある。今や Shelley が讃えたアメリカは病んでいる。しかし、希望の芽は摘み取られたわけではない。「緑なす島に輝く太陽が悪弊を壊滅させ、改善の

芽のふくらみを目撃するように」(245) という Address を締めくくる彼の祈りの中には Ireland から England, Europe を経て the World に通じる今日の叫びがある。

注

- 1 *The Complete Works of Shelley*, vol. 5. ed. by Roger Ingpen and Walter E. Peck (New York: Gordian Press, 1965) Shelley の他の詩作品、散文、書簡もこの版による。尚、*Address to the Irish People* からの引用は本文中の () にページを示す。以下 *Address, Works* と略記する。
- 2 『人間の権利』第2部は発行後3ヶ月で20万部、Paine 存命中百万部に達したと言われる。Godwin の著も当時の労働者の一ヶ月の賃金を上まわる3ギニーの高値であったにもかかわらず初版4千部の売れゆきをみせ、海賊版も出た。——William Godwin『政治的正義』(財産論) 白井厚訳(陽樹社, 1973) 解説参考。
- 3 William Godwin, *Enquiry Concerning Political Justice*, ed. by Codell Carter (Oxford: The Clarendon Press, 1971), pp. 4–5.
- 4 *The Prose Writings of Jonathan Swift*, 14 vols., ed. by H. Davis (Oxford, 1938–68), X, 53. Swift のアイルランド問題については次の書を参考にした。渡邊孔二『スウィフトの断想』(山口書店, 1984); 『スウィフト小品集』田中光夫訳(山口書店, 1986)
- 5 *Works*, VIII, 253.
- 6 'Bibliography and List of Errata' in *An Address to the Irish People*, rep. of 1812. ed. Thomas J. Wise and T. W. Rolleston (AMS, 1975), pp. 28–29.
- 7 *Works*, VIII, 286.
- 8 歴史的背景及び活動状況は主として次の書を参考にした。Kenneth N. Cameron, *The Young Shelley: Genesis of a Radical* (New York: Collier Books, 1950); M. D. Hughes, *The Nascent Mind of Shelley* (Oxford: The Clarendon Press, 1947); Denis F. MacCarthy, *Shelley's Early Life* (London: John Camden Hotten, 1872); J. C. Beckett, *A Short History of Ireland* 『アイルランド史』藤森一明・高橋裕之訳(八潮出版社, 1978)
- 9 *Works*, IX, 195. (1816. 9. 8. To Lord Byron)
- 10 David L. Clark, *Shelley's Prose; or the Trumpet of a Prophecy* (Albuquerque: University of New Mexico, 1954), p. 60.
- 11 *Prometheus Unbound*, *Works*, II, 174. 'Poets . . . are, in one sense, the creators, and, in another, the creations, of their age.'
- 12 John Locke 「寛容についての書簡」大槻春彦編『世界の名著』32 (中央公論社,

- 1987), p. 397.
- 13 浜林正夫『イギリス宗教史』(大月書店, 1987); 『ジョン・ロック研究』田中正司・平野耿編(御茶の水書房, 1980) 参考.
- 14 Ernst Cassirer, *Die Philosophie Der Aufklärung*『啓蒙主義の哲学』中野好之訳(紀伊國屋書店, 1977), p. 201.
- 15 *Ibid.*, p. 202.
- 16 *Ibid.*, p. 203.
- 17 Denis F. Mac-Carthy, *Shelley's Early Life* (London: John Camden Hotten, Piccadilly, 1872), pp. 253-54.
- 18 『新聖書辞典』(いのちのことば社, 1985), p. 349.
- 19 *Address* では「マタイ伝」5章39節が援用されている.
- 20 *Works*, VIII, 258. (1812, 1. 28. To Godwin) 'I shall devote myself with unremitting zeal, so far as an uncertain state of health will permit towards forwarding the great ends of virtue and happiness in Ireland'
- 21 *Works*, VIII. (1812. 3. 8. & 4. 24. To Godwin)